



熊本県公報

第 1 2 2 6 2 号

平成 25 年 11 月 1 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 2
- 漁獲共済加入区に係る区域・区分の設定…………… (団体支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (〃) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (〃) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 3
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (会計課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… (〃) 4
- 道路の区域変更…………… (〃) 4
- 道路の区域変更…………… (〃) 5
- 道路の区域変更…………… (〃) 5

公 告

- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示…………… (〃) 5
- 土地改良区役員 の 就 任…………… (農村計画課) 6

登 載 依 頼

- 平成 2 5 年 度 第 2 回 熊 本 県 男 女 共 同 参 画 審 議 会 の 開 催…………… (熊本県男女共同参画審議会) 6
- 平成 2 5 年 度 第 1 回 八 代 地 域 保 健 医 療 推 進 協 議 会 救 急 医 療 専 門 部 会 の 開 催…………… (八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 6
- 第 4 9 回 熊 本 県 環 境 審 議 会 の 開 催…………… (熊本県環境審議会) 7
- 平成 2 5 年 度 熊 本 県 労 働 審 議 会 の 開 催…………… (熊本県労働審議会) 7
- 県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れ…………… (教育政策課) 8
- 県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れに関する競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (〃) 8
- 有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当の特例に関する条例を廃止する条例…………… (有明海自動車航送船組合) 12

正 誤

- 平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日 熊 本 県 告 示 第 9 2 1 号 (指定居宅サービス事業者の指定) 中…………… (高齢者支援課) 12
- 平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日 熊 本 県 告 示 第 9 2 2 号 (指定介護予防サービス事業者の指定) 中…………… (〃) 12
- 平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日 熊 本 県 告 示 第 9 2 3 号 (熊本県歯科医師国民健康保険組合の規約変更に伴う認可) 中…………… (国保・高齢者医療課) 12
- 平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日 熊 本 県 告 示 第 9 2 4 号 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神医療)の指定) 中…………… (障がい者支援課) 12
- 平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日 熊 本 県 告 示 第 9 2 5 号 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神医療)の更新) 中…………… (〃) 12
- 平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日 熊 本 県 告 示 第 9 2 6 号 (道路の供用開始) 中…………… (道路保全課) 12
- 平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日 熊 本 県 告 示 第 9 2 7 号 (道路の供用開始) 中…………… (〃) 13

告 示

熊本県告示第 979 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
平成 25 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ケーシーシー	デイサービスセンター ふれしあ	宇土市松山町 5008 番地 2	平成 25 年 11 月 1 日	通所介護

熊本県告示第 980 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。
平成 25 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ケーシーシー	デイサービスセンター ふれしあ	宇土市松山町 5008 番地 2	平成 25 年 11 月 1 日	介護予防通所介護

熊本県告示第 981 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 105 条第 1 項第 2 号ロの規定により区域及び区分を次のように定めた。
平成 25 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

法第 104 条第 2 号に掲げる漁業

区 域	区 分
芦北加入区のうち芦北漁業協同組合の地区	10 トン未満の漁船により主として中目流し網漁業を営む漁業

熊本県告示第 982 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
平成 25 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ケーシーシー	ホームヘルプサービス ふれしあ	宇土市松山町 5008 番地 2	平成 25 年 11 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 983 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。
平成 25 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類

有限会社ケ ーシーシー	ホームヘルプサ ービス ふれし あ	宇土市松山町 5 0 0 8 番地 2	平成 2 5 年 1 1 月 1 日	介護予防訪 問介護
----------------	-------------------------	------------------------	-----------------------	--------------

熊本県告示第 9 8 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サ
ービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名 称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
株式会社し げみ	デイサービス ひなたぼっこ	八代市古閑中町 2 3 2 0 番地	平成 2 5 年 1 1 月 1 日	通所介護

熊本県告示第 9 8 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防
サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示
する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名 称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
株式会社し げみ	デイサービス ひなたぼっこ	八代市古閑中町 2 3 2 0 番地	平成 2 5 年 1 1 月 1 日	介護予防通 所介護

熊本県告示第 9 8 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サ
ービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名 称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
医療法人社 団優林会	訪問リハビリス テーションゆう りん	八代市古閑浜町 西塩浜 3 4 0 1 番地 1	平成 2 5 年 1 1 月 1 日	訪問リハビ リテーショ ン

熊本県告示第 9 8 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防
サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示
する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名 称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
医療法人社 団優林会	訪問リハビリス テーションゆう りん	八代市古閑浜町 西塩浜 3 4 0 1 番地 1	平成 2 5 年 1 1 月 1 日	介護予防訪 問リハビ リテーショ ン

熊本県告示第 9 8 8 号

昭和 4 7 年 3 月 3 1 日熊本県告示第 2 4 3 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）
の一部を次のように正し、平成 2 5 年 1 1 月 5 日から施行する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1中「熊本市中央区城東町2-23」を「熊本市中央区花畑町12番24号」に改める。

熊本県告示第989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名郡南関町大字関東字古町 849番6地先から 同所 845番地先まで	53.5	広域連携 交安

2 供用を開始する期日 平成25年11月1日

熊本県告示第990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	玉名市天水町小天宇本田 4034番地先から 同所 4034番地先まで	前	8.1 ～ 28.8	83.5	迂回路 の追加
			後	8.1 ～ 28.8		

2 区域を変更する期日 平成25年11月1日

熊本県告示第991号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町平野字大谷 2413番地先から 同所 2360番1地先まで	前	4.1 ～ 14.4	353.7	バイパス発生 (和水町に移 管予定)	
			後	9.5 ～ 45.5			317.7
				4.1 ～ 14.4			353.7

2 区域を変更する期日 平成25年11月1日

熊本県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	菊池郡大津町矢護川字新開鶴 298番3地先から 菊池郡大津町矢護川字新開鶴 297番1地先まで	前	5.4 ～ 7.4	38.0	防交
			後	5.6 ～ 15.8		

2 区域を変更する期日 平成25年11月1日

熊本県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	菊池郡大津町矢護川字二辻 210番1地先から 菊池郡大津町矢護川字下前田 280番2地先まで	前	5.3 ～ 9.8	240.0	防交
			後	10.8 ～ 20.2		

2 区域を変更する期日 平成25年11月1日

公 告

熊本県公告第598号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を水俣市役所に掲示する。

平成25年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

田中 正道、田中 正道、山口 安太、山口 喜代次、山口 吉平、山口 健次郎、山口 己芳、山口 市三郎、山口 清九郎、山口 清作、山口 善四郎、山口 太藏、山口 平四郎、山口 万作、山口 茂市、山口 利作、中村 栄一郎

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年10月4日付け熊本県告示第886号による。

熊本県公告第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規

定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を水俣市役所に掲示する。

平成25年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 所在の不明な者の氏名

大塚 唯雄、古里 等、田中 正喜、高橋 辰治、高橋 傳八、瀧上 ワキ、瀧上 仁平、登川 邦夫、登川 洋子、寺床 仙藏、柳田 重勝、崎元 奉幸、寺床 廣行、下田 辰雄、前田 正男、大海 トヨ、杉崎 小子、山口 源次郎、下田 辰二、萩原 龍男、志垣 ミヨ子、岩倉 兼次、宮崎 新藏、宮崎 善平、宮崎 長七

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年10月4日付け熊本県告示第887号による。

熊本県公告第600号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	江頭 実	菊池市隈府913番地6

登載依頼

熊本県男女共同参画審議会公告第35号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成25年11月1日

熊本県男女共同参画審議会会長

1 開催日時

平成25年11月25日（月）
午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 議事

- (1) 熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次）改定案について

4 その他

5 傍聴者の定員

10人

6 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

7 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
（熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課）
（電話 096-333-2287）

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成25年度第1回八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年11月1日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

平成25年11月12日（火）午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所

- 熊本県八代市西片町1660番地
熊本県八代地域振興局1階第一集団指導室（八代総合庁舎1階）
- 3 議題
 (1) 救急告示医療機関の更新について
 (2) 「熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」の概要等について
 (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県八代市西片町1660番地
 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
 （熊本県八代保健所総務企画課）
 （電話0965-33-3197）

熊本県環境審議会公告 第4号

第49回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成25年11月1日

熊本県環境審議会
 会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時
平成25年11月18日（月） 午後2時から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 会議内容
 (1) 審議事項
 ア 「第1回くまもと環境大賞」被表彰者の選考についての意見聴取
 (2) 報告事項
 ア 平成25年度第1回温泉部会における決議事項について
 イ 鞍岳鳥獣保護区^{くらたけ}鞍岳特別保護地区及び人吉・紅取鳥獣保護区^{べにとり}人吉・紅取特別保護地区の指定について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、受付を済ませた上で、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 その他
審議事項ア「第1回くまもと環境大賞」被表彰者の選考についての意見聴取は、同賞被表彰者に関する経歴等個人情報に関する内容であり、熊本県情報公開条例第7条第2号に該当するため、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3アの規定により非公開にする。
- 7 問い合わせ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）
 （電話096-383-1111 内線7321）

熊本県労働審議会公告第1号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成25年11月1日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
平成25年11月8日（金）
午前10時00分から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ りんどう
- 3 議題

- (1) 「熊本県労働・人材育成計画」の進捗状況について
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県労働審議会事務局（熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課）
 （電話096-333-2338）

熊本県教育委員会告示第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。
 平成25年11月1日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項
 県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れ
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成25年11月15日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県教育委員会公告第9号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
 平成25年11月1日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
 県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れ
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
 熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
 - (3) 借入物品及び数量
 ア 校務用コンピュータ 266セット
 イ その他周辺機器及びソフトウェア
 - (4) 借入物品の規格、品質等
 入札説明書及び要求仕様書による。

(5) 借入期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(6) 納入場所
要求仕様書別紙1による

(7) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公
告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システム
による入札の期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承
認を受けるための入札参加者側のシステム障害により入札不連続が行えない者、閉
塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
アイ登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉
塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ、名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃
借料率で計算すること。ただし、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する
額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨
てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課
税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の
100に相当する金額により入札すること。

(9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭
和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品・業務委託契約等)運用基
準の規定を準用する。

(10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平
成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち、有資格
者として営業種目「リース・レンタル(OA機器類)」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。

ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成25年11月15日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送
の場合は、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の
申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る
更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の
申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の
決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本
県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。

(5) 仕様適合証明願に納入しようとする物品の仕様を示す書類を添付し、平成25年1
1月22日(金)までに、1(2)の担当部局へ提出し、審査を受け、本調達物品の
仕様に適合している証明(「仕様適合証明書」による)を受けた者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満た
す者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。

アイ競争入札参加資格確認申請書
イ仕様適合証明書
なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと
認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札
システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付するイの書類の電子データの
容量が3メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札シス
テムにより提出し、イの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又
は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のI

C カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 25 年 11 月 29 日(金)午後 5 時まで

(4) 提出先

1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成 25 年 12 月 11 日(水)午後 5 時まで行う。

(2) 入札説明会

ア 日時 平成 25 年 11 月 7 日(木) 午後 4 時

イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本市県庁行政棟本館 9 階 903 会議室

(3) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成 25 年 12 月 1 日(水)午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 25 年 12 月 12 日(木) 午前 10 時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

教育庁教育政策課広報・情報班(熊本県庁行政棟新館 7 階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 25 年 12 月 11 日(水)までに 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において契約権限のない者の IC カードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 89 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
 (本公告に係る入札・契約担当部局) 1 (2) のとおり
 熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
 電話番号 096-333-2674
 ファックス番号 096-384-1509
 - (2) 競争入札参加資格審査申請(新規受付)に関すること
 熊本県出納局管理調達課 管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)
- 8 Summary
 - (1) Name and Quantity of Commodity
A set of personal computers for education
266 personal computers
 - (2) Deadline to supply commodity
peripheral equipments and softwares
March 28th 2014
 - (3) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
 - (4) Date and place to submit bidding proposal
December 12th, 2013, 10:00 am
Educational Policy Division,
7th floor, New building Prefectural
Office of Kumamoto
 - (5) Deadline to submit bidding proposal
by mail
December 11th, 2013
 - (6) Language and currency to be used
for bidding
Japanese language and currency only
 - (7) Name of the department in charge of
this bidding contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office
of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuo Ku, Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture, 862-8609, Jap

a n
P h o n e : 0 9 6 - 3 3 3 - 2 6 7 4

有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当の特例に関する条例を廃止する条例をここに
公布する。

平成二十五年十一月一日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏

有明海自動車航送船組合同案第一号

有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当の特例に関する条例を廃止する条例
有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当の特例に関する条例（平成二十四年有明海自動
車航送船組合同案第三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

正 誤

平成25年10月15日熊本県告示第921号（指定居宅サービス事業者の指定）中に
誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	27	熊本県告示第927号の2	熊本県告示第921号

平成25年10月15日熊本県告示第922号（指定介護予防サービス事業者の指定）
中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	37	熊本県告示第927号の3	熊本県告示第922号

平成25年10月25日熊本県告示第923号（熊本県歯科医師国民健康保険組合の規
約変更に伴う認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	1	熊本県告示第927号の4	熊本県告示第923号

平成25年10月15日熊本県告示第924号（障害者の日常生活及び社会生活を総合
的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神医療）の指定）中に誤りが
あったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	24	熊本県告示第927号の5	熊本県告示第924号

平成25年10月15日熊本県告示第925号（障害者の日常生活及び社会生活を総合
的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神医療）の更新）中に誤りが
あったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	36	熊本県告示第927号の6	熊本県告示第925号

平成25年10月15日熊本県告示第926号（道路の供用開始）中に誤りがあったの
で、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	1	熊本県告示第927号の7	熊本県告示第926号

平成25年10月15日熊本県告示第927号（道路の供用開始）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	16	熊本県告示第927号の8	熊本県告示第927号